

■次世代育成対策推進法に基づく行動計画

1. 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日

2. 目標

<目標1>

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知し、妊娠中から産後、育児休業後の復職まで、従業員に対するサポートを行い、不安解消に努める。

(取組内容)

- (1) 妊娠中から復職までの当社諸制度を時期ごとに体系的にまとめ、従業員へ情報提供
 - ・妊娠中から産前、産後、育児休業に入るまでの流れ
 - ・育児休業中の流れ
 - ・産後、育児休業からの復職の流れ
- (2) 産前、産後、育児休業など開始前及び復職前、復職後6カ月以内の面談を実施
- (3) 育児のための時間労働の制限
 - ・時間外労働の制限（1か月について24時間、1年について150時間を超えない）
- (4) 子の介護休暇
 - ・就業規則で定める年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間に5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得できる

<目標2>

子供を育てる従業員が、子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を検討、実施する

(取組内容)

- (1) 早期に復職を望む従業員に対する子育てのためのサービス利用料の一部負担
- (2) 利用状況、行政支援を鑑み、有用性のあるものとすべく継続的な運用状況を把握

<目標3>

若年者にむけた就業に関する理解を促す機会などの提供

(取組内容)

- (1) インターンシップ等就業体験機会の実施
 - ・業界を知る機会を提供
 - ・病院で働くことがイメージできるカリキュラム構成
 - ・インターンシップ、病院訪問受け入れ等、就業に関する情報提供
- (2) 病院訪問受け入れ
- (3) 就業に関する情報提供
- (4) 関係機関との連携強化